イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ル　（略）
六　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～カ　（略）
七　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
八　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ニ　（略）
ホ　法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～ヨ　（略）

イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ル　（略）
六　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～カ　（略）
七　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
八　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ニ　（略）
ホ　法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～ヨ　（略）

九　法第十七条の二十四第四項第五号イの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヌ　（略）
十　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヌ　（略）

（法第十七条の二十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載）
**第十八条**　認定市町村は、法第十七条の二十四第十四項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

九　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヌ　（略）
十　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヌ　（略）

（法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載）
**第十八条**　認定市町村は、法第十七条の十四第十四項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所